

# 裁判所めぐり 徳島地方・家庭裁判所 水の都 おどる「徳島」

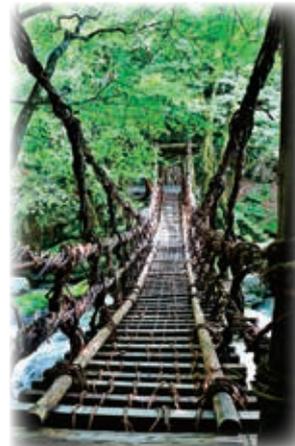
## 水の都「徳島」

徳島県は、四国の東部に位置し、面積のおよそ8割が山地になります。県内の最も高い山は剣山で、その北方を流れる吉野川は別名「四国三郎」と言われ、東流するにしたがって、くさび形の徳島平野を作っています。この吉野川のおかげで、肥沃な土地が広がり、大小138の河川が流れる徳島県の県庁所在地である徳島市は、別名「水の都」と呼ばれています。

徳島県には、さまざまな観光地がありますが、その中でも鳴門の渦潮と祖谷のかずら橋は特に有名です。

鳴門の渦潮は、本州と四国の間にある瀬戸内海と太平洋を結ぶ海峡に発生します。潮の満ち引きの際、大量の海水が瀬戸内海に流れ込み、

逆に瀬戸内海からも太平洋に流れ出します。その流れがぶつかるところで、渦潮ができ、特に大潮の時には、直径15メートル以上の渦が出現することもあります。



【祖谷のかずら橋】

三好市西祖谷山村にあるかずら橋は、自生しているシラクチカズラを編み重ねて作られており、日本の3大奇橋の一つと言われています。この地域は、断崖絶壁を通らなければたど



【鳴門の渦潮】

り着けない秘境であり、今から約800年前、源平合戦に敗れた平家の落人がこの山あいには隠れ住み、その際にかずら橋を架けたというのが起源と言われています。その後昭和の初めころまでは、祖谷の所々に生活路としてかずら橋が架けられ、そこに住む住民も実際に利用していました。今では、大型バスでも訪れることができるようになり、観光名所の一つとして有名で、一歩踏み出すたびにきしみながら揺れる橋は、スリル満点です。

### おどる「徳島」

ところで、徳島県と言えば、何といても阿波踊りです。阿波踊りの話をしないと徳島を語ることはできません。

阿波踊りの起源は諸説あり、どれが正解というものは残念ながらありません。ただ、お盆の精霊踊りから来たという説や、羽柴秀吉直臣の蜂須賀家政公が築城の折、町民を城内に呼び入れ、無礼講で踊り、築城祝いを行ったという説が有名です。

阿波踊りは、東京の高円寺など全国的に踊られるようになりましたが、やはり本場徳島県の阿波踊りが最大規模であり、毎年8月12日から15日にかけて徳島市内で行われる阿波踊りは、4日間で毎年120万人以上の人出で賑わいます。これは、徳島市の人口25万人の5倍

近い人が徳島市に集まっているという計算になります。

阿波踊りは、「連」というグループを作って、町の中や栈敷を踊り抜けていきます。この連の中には、各種行事やイベントに招待され、マスコミ等にも取り上げられる、いわゆる「有名連」が約30連あり、それぞれの踊り方の伝統を継承しながら1年中活動が続けています。徳島県の裁判所の中には、踊りを趣味として有名連で活躍している職員も多数います。

### かがみ連

その他にも、各地域の地元の有志が集まった地元連や、学生のグループで作られる学生連、企業が主体となって活動している企業連があります。また、企業連の中には、民間企業だけでなく、官公庁の有志が集まり連を結成したものもあります。裁判所にも企業連の一つとして分類される「かがみ連」があり、

地域振興と伝統を継承する一役を担うという趣旨で、楽しく踊りに参加しており、25年以上活動を続けています。かがみ連の「かがみ」とは、私たち裁判所職員のバッジ「八咫の鏡」に由来することは言うまでもありません。

裁判所のかがみ連は、阿波踊り実行委員会を組織して、当初40人程度の若い職員で始めましたが、今や100人を超える連に成長していま



【かがみ連】

す。これは、一般的な有名連や企業連でも7,80人程度ですので、かなりの大規模連と言われており、例年所長を始め、裁判官を含む多数の職員が県民とともに踊りの渦の中に参加します。

また、転勤で徳島県に来られ、阿波踊りを体験された方は、その後他県に異動しても、その時の感激が忘れられないのか、夏になると体がうずき始め、夏季休暇を利用して、引き続き阿波踊りに参加される方が多数おり、これも阿波踊りの魅力と言えそうです。

### 徳島の裁判所

最後に徳島県の裁判所を紹介します。徳島県には、徳島市に徳島地方・家庭裁判所があり、その他に阿南市と美馬市に支部が、鳴門、徳島池田、牟岐、吉野川の4つの独立簡裁があります。

徳島地家裁本庁は、平成28年11月に新庁舎が竣工され、執務を開始しています。新庁舎は、徳島城址に隣接していることから、各階ごとに庇を巡らせて、日射を遮る効果を持たせるなど、和の雰囲気を感じさせる外観をコンセプトとして建築されました。



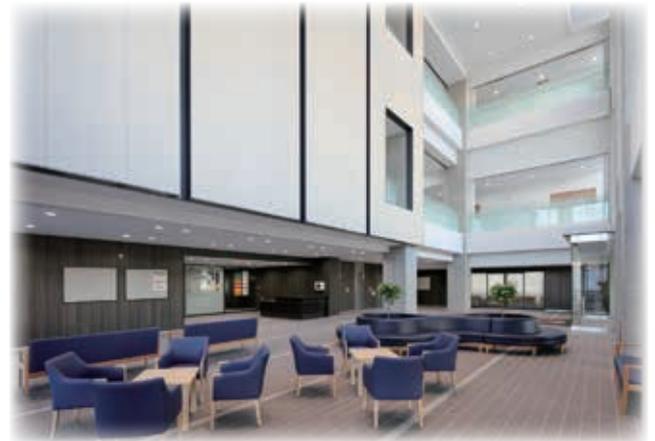
【徳島地方・家庭裁判所 本庁】

防災に対する備えも考えられています。3階にある中会議室は、災害発生時には、災害対策本部として利用できるように設計されており、災害時優先電話が設置され、停電時においても太

陽光パネルで発電された電気を非常用電源として利用できるようになっています。また、隣室には、災害備蓄品庫が設置され、非常時には、迅速に来庁者の方や職員に備蓄食料等を配布できる態勢を整えています。

各階層については、来庁者の方にわかりやすい階層とするとともに、動線を効率的かつ容易にすることを目的として、一部局を原則同一フロアとするコンセプトでゾーニングを行っています。

また、庁舎敷地から、玄関、庁舎内に至るまで、段差が全くない構造にするとともに、1階には案内カウンターや玄関付近にエレベーターを3基設置し、多目的トイレを各階に設置するなど、障害のある方や高齢の方でも、安心して利用できる構造となっています。



【裁判所 玄関ホール】

さらに、手続案内室を3室設け、民事及び家事のいずれの手続案内も、同じ案内室で対応できる態勢を整えるなど、事件関係室の充実に努め、将来のさまざまな司法ニーズの増大に応えられるような配慮を行っています。

他にも、徳島県は、ジャパンプルーと呼ばれている藍染めが有名ですが、その藍色にちなみ、玄関の待合コーナーや法廷、調停室等の椅子は、藍色を中心にコーディネートしています。